

## 広報八郎潟広告掲載取扱要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、八郎潟町（以下「町」という。）が発行する広報紙を広告媒体として活用し、民間事業者及び公共団体（以下「民間事業者等」という。）の広告を掲載することによって、民間事業者等との協働により住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(掲載申込者の資格)

**第2条** 広報に広告の掲載を申し込む者（以下「広告主」という。）は、八郎潟町内に住所もしくは事業所を有する法人、団体、個人等及び町外の公共団体、並びに特に町長が認める法人、団体、個人等。

(掲載基準)

**第3条** 次のいずれかに該当する広告は掲載できない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) その他広告掲載するものとして不相当であると認められるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載できる広告に関する基準は別に定める。

(掲載位置及び規格)

**第4条** 広告の掲載位置は、広報の表紙、裏表紙、重要な行政記事掲載面を除く各ページとし、広告の掲載数及び各広告の掲載箇所は、広報の編集状況を勘案し、総務課長が決定する。

2 広告の規格は次のとおりとする。

(1) 1号広告 たて45ミリメートル、よこ185ミリメートル

(2) 2号広告 たて45ミリメートル、よこ90ミリメートル

3 各月号1回あたりに掲載できる広告の上限は1号広告とする。

(掲載料)

**第5条** 各月号1回あたりの広告掲載料（以下「掲載料」という。）は次のとおりとする。ただし、掲載料には消費税を含むものとする。

(1) 1号広告 12,000円

(2) 2号広告 6,000円

(広告の公募)

**第6条** 広告の公募は、広報紙、町のホームページ等により行う。

2 町長は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(掲載の申込)

**第7条** 広告主は、掲載希望発行日（毎月1日）の属する月の前々月の月末までに、広報広告掲載申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）に掲載しようとする広告の原稿（原則として横書きとする。）を添えて、町長に提出しなければならない。

2 広告主は、各年度5月号から翌年4月号までの12回を上限に、連続して、又は複数回申し込むことができるものとし、連続しない複数回の掲載希望については、当該発行月ごとに申し込むものとする。

3 広告主は、年度をまたぐ連続した申込はできないものとする。

(審査委員会)

**第8条** 広告の掲載に関する事項を審査する機関として、八郎潟町広報広告掲載審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、総務課長、町民課長、産業課長の職にある者で組織し、委員長は総務課長をもって充てる。

- 3 審査委員会は、申込書の提出があった場合、各月10日までにその資格、内容等を審査のうえ、掲載の可否を決定し、町長に報告する。
- 4 審査委員会の庶務は、総務課において処理する。

(選考基準)

**第9条** 広告掲載可能箇所の数を超えて、広告を掲載することが適当と認められる申し込みがあった場合、次に定める優先順位に従って掲載者を決定する。

- (1) 第1順位 八郎潟町内に住所もしくは事業所を有する法人、団体、個人等
  - (2) 第2順位 当該申込書に係る広告掲載料の多い広告主
  - (3) 第3順位 1号広告を希望する広告主
  - (4) 第4順位 連続掲載希望期間が長い広告主
- 2 前項の規定による優先順位に差がない場合は、審査会による厳正な抽選（非公開）を行い掲載者を決定する。
  - 3 前2項の規定により掲載者を決定した結果、1号広告の掲載欄が確保できない場合、当該広告主と協議し、2号広告に切り替え、又は掲載希望期間を短縮することができる。

(掲載可否の通知)

**第10条** 町長は、審査会より広告の掲載の可否について報告があったときは、広報広告掲載決定通知書（様式第2号）（以下「決定通知書」という。）又は広報広告不掲載通知書（様式第3号）により広告主に通知しなければならない。

(掲載料の納付及び経費の負担)

- 第11条** 決定通知書を受けた広告主は、掲載料を町長の指定する期限までに一括して前納するものとする。
- 2 広告掲載に係る広告の作成経費は、広告主が負担するものとする。

(掲載料の還付)

**第12条** 既納の掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって広告掲載ができなかった場合、又は掲載した広告が申し込みした原稿の内容と著しく相違した場合は還付することができる。

(掲載の中止及び取消し)

**第13条** 町長は、広報の編集、発行上支障があると認める場合、又は掲載料を納期限内に納付しなかった広告主の広告について、掲載を中止、又は取り消すことができる。

2 前項の規定に基づき広告の掲載を取り消したことに起因して、町に損害が生じたときは、広告主がその賠償の責任を負う。

(広告内容等の変更)

**第14条** 町長は、広告の内容、デザイン等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又は要綱、基準に違反していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(その他)

**第15条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。